

少子化対策の30年を振り返る

松浦 司

(中央大学准教授)

1975年以降、合計出生率が一貫して2を下回り続けたにもかかわらず、1.57ショックまで、日本では少子化が問題視されることはなかった。1.57ショック以降、政府はさまざまな少子化対策を実施してきたが、出生率の低下には歯止めがかかっていない。さらに、出生率の地域間格差も拡大し東日本で出生率がより低い傾向が顕著になり、今後は特に東北地方で人口減少と高齢化が深刻化することが予測されている。そこで、本論文では第1に、1.57ショック以降の日本の少子化対策の歴史を、1990年代、2000年代（民主党政権以前）、民主党政権時代、第二次安倍内閣以降の4つのフェーズに分けて、少子化対策の特徴を議論した。第2に、出生率と人口移動に着目して、「地方創生」が政策目標として掲げられた2010年代半ば以降、むしろ東北地方の出生率が顕著に低下し、若年女性の転出率が上昇したことを示す。第3に、近年の少子化対策に関する実証研究を包括的にサーベイし、先行研究が示している傾向を述べる。最後に、これらの考察に基づいて、今後の少子化対策として、押さえておくべき論点を7つ挙げる。

目次

- I はじめに
- II 戦後日本の人口政策の歴史——1.57ショック以前
- III 戦後日本の少子化対策の歴史——1.57ショックから民主党政権まで
- IV 戦後日本の少子化対策の歴史——第二次安倍政権以降
- V 2010年代以降の出生率と人口移動率
- VI 少子化対策の効果に関する研究
- VII まとめ

I はじめに

日本では少子高齢化は大きな課題である。合計（特殊）出生率は2005年の1.26を底にして2010年代半ばまでは非常に緩やかではあるが上昇していたものの、2015年以降は再び低下傾向となり、

2023年の合計出生率は1.20となり過去最低を更新した。出生数も同様に、2023年は72万7277人となり、過去最低を更新している。歴代の政権も少子化問題を軽視していたわけではなく、後述するように、さまざまな政策を打ち出してきた。しかしながら、少子化に歯止めをかけることができなかった。

また、人口減少や少子高齢化は、日本全体の問題であるだけでなく、地域ごとに問題の深刻度や性質が異なるという特徴もある。例えば、少子化は東京都などの都心部で深刻化している。それに対して、地方では相対的に出生率が高いものの、高齢化は深刻である。その要因の1つとして、若年層の都市部（特に東京都）への転出がある。このように、地方では東京都に代表される都市部と比べると相対的に出生率が高いものの、若年層の都市への移動などによって若年女性の数が

減少していることで、日本全体としては少子化が加速している。このように、若年女性の人口移動を通じた東京一極集中と少子高齢化問題は密接に関係している。つまり、地域間の人口分布（東京一極集中）、人口水準の問題（少子化）、人口の年齢分布（高齢化）は密接に係る。

そこで、本稿では日本全体の出生率や少子化対策だけではなく、出生率や人口の地域間の格差についても取り上げたい。地域の観点から人口問題を議論したものとして、増田寛也・元総務大臣らがまとめた「増田レポート」がある。増田編著(2014)では、若年女性（20-39歳）の人口減少率をもとに、消滅可能性都市を具体的に指摘した。このように、地方の衰退を食い止めるために、2014年に政府は地方創生を政策の目玉に掲げた。このような政府の取り組みにもかかわらず、東日本地域の出生率の低下、東北地方や北関東地方の若年女性の人口流出は2010年代後半に一層加速した。それから10年が経過した2024年に、「人口戦略会議」（議長：三村明夫、副議長：増田寛也）は、2023年12月に公表された新たな「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）に基づき、10年前よりもやや低い744の地方自治体が消滅する可能性があるとする結果を発表した。

本稿ではⅡにて日本で少子化問題に焦点が当てられることになった「1.57ショック」に至る人口・家族政策の戦後の流れを振り返る。Ⅲでは「1.57ショック」以降から民主党政権期までの政府がどのように政策を実施してきたのかを概観する。Ⅳでは民主党から自民党へ再び政権交代した後の少子化対策をみていく。Ⅴでは、2010年代の都道府県の出生率や転入超過率の推移をみたくうえで、東北地方を中心とした東日本地域で特に出生率の低下や人口流出が顕著であることを示す。そのうえで新型コロナ・パンデミックがもたらした出生率の変化を他の先進国と比較する。Ⅵでは少子化対策の効果を分析した研究をサーベイして、Ⅶで今後の研究状況や政策課題について考察したい¹⁾。

Ⅱ 戦後日本の人口政策の歴史

—1.57ショック以前

日本では合計出生率が1975年には2を下回り、それ以降も一貫して低下し続けた。しかしながら、1980年代後半まで少子化が政策課題として認識されることはなかった²⁾。日本の少子化が問題として広く意識されるようになったのは、1989年の合計出生率が1966年の丙午の迷信により一時的に大きく低下した1.58を下回る1.57を記録したことを契機とする。このことは、1990年6月に判明し「1.57ショック」と呼ばれた。

それでは、なぜ少子化を政策課題として認識することが遅れたのであろうか。第1に、日本では明治以降、戦時期の一時期を除いて人口減少ではなく、過剰人口が大きな課題として認識されていた。敗戦後、居留民や復員将兵630万人の日本人が、日本国内に引き揚げた。また、戦後直後は戦間期の産み控えの反動によるベビーブームによって、1947年から1949年の合計出生率は4を超えて、年間の出生数が270万人と非常に高い水準であった。戦後、再び過剰人口に直面した日本は、過剰人口を背景とした貧困が大きな政策課題となった。最初の厚生白書である「昭和31（1956）年度厚生白書」の序章では人口問題が取り上げられ、「過剰人口の重圧が、国民生活の急速な回復あるいは向上を妨げている」とする。もっとも、日本のベビーブームは急速に終焉を迎え、1952年には合計出生率が3を下回った。さらに1956年には合計出生率が人口置換水準を下回った。これは、この出生率が続けば将来は人口減少することを意味する。ただし、この時期は合計出生率が人口置換水準の近傍で推移しており、持続的に下回ったわけではない。持続的に下回ったのは1974年以降である。

第2に、合計出生率は低下したが、人口は増加し続けたことが挙げられる。1974年以降、合計出生率は人口置換水準を本格的に下回り続け、1975年以降は2を下回り続けた。しかし、当時は「正の人口モメンタム」と言われる出産期の女性が多い人口構造であったことから、人口は増加

し続けたために、人口減少や少子化に対する問題意識は薄かった。例えば、1990年、1995年に実施された「人口問題に関する意識調査」（厚生省人口問題研究所）では、日本人が「多過ぎる」と考える人の割合が、1990年46.7%、1995年45.8%、「ちょうどよい」と考える人が1990年35.1%、1995年38.3%であり、この時点でも日本の人口が過剰であるという認識が一般的であった。また、人口減少に関しても、「望ましくない」とする否定的見解（1990年24.5%、1995年23.9%）が、「望ましい」とする肯定的見解（1990年14.7%、1995年15.7%）を上回っているものの、過半数は「どちらともいえない」と回答しており、人口減少に対する問題意識は薄かった。

第三に、歴史的に人口政策が戦争と密接な関係があったためである。過剰人口が日本の対外侵略の背景にあったこと、1941年に近衛内閣が閣議決定した「人口政策確立要綱」に代表される戦時期の「産めよ殖やせよ」政策が「リプロダクティブ・ライツ」を侵害した歴史の記憶が強く残っていたためである。吉原・畑（2016）は「昭和の時代には国が人口の少子化を問題視するのはまだタブーであり、平成になってやっとそうでなくなった」とする。また鶴見（1984）は、1979年に人口問題研究所が発表した、50年後に1億3900万人に達し、そこから増えなくなるという予測を引用して、「人口爆発は、戦前期において日本の軍事膨張を正当化する理論的根拠として何度も繰り返し用いられた」ものであるとして、「人口の増加を抑制するということは、日本国民の1つの知的達成」と述べている。このように、戦前の人口増加が戦争と密接な関係にあった事実や、戦間期の「産めよ殖やせよ」政策は多くの人に忌避感を伴って意識されていた。

このような少子化に対する問題意識が弱かったことを反映して、日本政府の少子化問題に対する取り組みも、1990年代まではほとんど存在しなかった³⁾。国連人口部が各国政府に行った人口政策に関するアンケート調査の結果でも、出生率に対する認識に関して、日本政府は1986年までは満足水準としているが、1996年には低すぎると回答している。出生政策についても、2001年

では非介入としているが、2003年になって促進政策と回答している（UN 2002, 2004）⁴⁾。

Ⅲ 戦後日本の少子化対策の歴史

——1.57ショックから民主党政権まで

「1.57ショック」を契機に少子化が政策課題として認識されるようになった⁵⁾。1992年には「育児休業法」が施行された。阿部・加藤・中井（2016）によれば「1.57ショック」も法制化に影響したと考えられるとする。それまでは、女性のみに対する努力義務であった育児休業を1歳未満の子を有する男女労働者の請求権として制度化した。1995年には介護休業も加えられて「育児・介護休業法」となった。その後、3歳までの子どもを養育する労働者に対して短時間勤務制度を導入することを義務付けた2009年の改正をはじめとする何回かの法改正により、所定労働時間の短縮、所定外労働の免除、子の看護休暇制度などが拡充された。

1994年には「エンゼルプラン」が文部、厚生、労働、建設各大臣で合意された。「エンゼルプラン」では、育児休業制度や保育サービスの充実が謳われた。その後、1999年には「エンゼルプラン」の計画の見直しがなされ、「新エンゼルプラン」が策定された。「新エンゼルプラン」では、保育サービスの充実や仕事と子育ての両立に加えて、性別役割分業や職場優先の企業風土の是正が強調された。

2001年には小泉政権の下で「待機児童ゼロ作戦」を掲げて、数値目標を定めた待機児童の解消に乗り出した⁶⁾。2002年には「新エンゼルプラン」に上乘せする形で、厚生労働省が男性の育児休業取得率10%の目標など、男性の働き方を見直す「少子化対策プラスワン」を発表した。2003年には「次世代育成支援対策推進法」⁷⁾と議員立法による「少子化社会対策基本法」という2つの法律が制定された。「次世代育成支援対策推進法」は、国、地方公共団体、常時雇用労働者301人以上の大企業に対して子育て環境の改善計画を義務付けた。また、2007年から「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成した企業に対して厚生労

働大臣が認定する「子育てサポート企業」の証しである「くるみん認定」制度が開始した。「少子化社会対策基本法」は、少子化に歯止めをかけるため、国・地方自治体・事業主・国民それぞれの責務を明記した。この法律に基づき、2004年に「少子化社会対策大綱」が少子化社会対策会議を経て、閣議決定された。

「少子化社会対策大綱」はその後、2010年、2015年、2020年に閣議決定されることになる。大綱に基づき、2005年度から「新エンゼルプラン」が「子ども・子育て応援プラン」となる。ここでは、「保育事業中心から、若者の自立・教育、働き方の見直し」などを謳い、若者の自立、仕事と家庭の両立支援、家庭の役割の理解、子育ての新たな支え合いと連帯といった4つの重点課題を掲げた。

2009年8月の総選挙で民主党が圧勝すると、自民党から民主党に政権交代した。従来の少子化対策は、仕事と育児の両立を重視していたが、民主党政権では「子ども手当」といった現金給付を少子化対策の1つの柱とした。当初は中学生以下の子どもを持つ全家庭への所得制限なしで給付する計画であった。しかしながら、財源の問題によって、給付額を当初の計画から縮小し、2012年4月からは名称が「児童手当」に戻り、所得制限も復活した。2010年1月には、「少子化社会対策基本法」に基づく第二次「少子化社会対策大綱」(子ども・子育てビジョン)が閣議決定された。従来の「少子化対策」から「子ども・子育て支援」に移行することを謳い、子ども手当等の支援と教育や保育等のサービスとを「車の両輪」としてバランス良く組み合わせる方向を打ち出した。2010年には「育児・介護休業法」が改正され、父母ともに育児休業を取得する場合、1歳2カ月までの間に1年間育児休業を取得可能とする「パパ・ママ育休プラス」が創設された。

2012年には、社会保障・税一体改革の関連法案として、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連三法」⁸⁾が成立し(施行2015年)、この三法に基づいて『子ども・子育て支援新制度』が作られた。この結果、保育所を中心とする保育サービスと幼稚園を中心とする幼

児教育が1つの体系に一元化し、これまで行われてきたさまざまな子ども・子育て支援施策を体系化して、市町村において一体的に提供できるようにし、財源として消費税を充当するようになった。

以上のように、1990年代初頭の「1.57ショック」でようやく日本は少子化を政策課題として認識するに至る。1990年代の少子化対策は、特に女性の育児休暇や保育サービスの充実を政策の柱にしていた。2000年前後では、男性の育児参加を促すことや、男性を含めた企業での働き方の改革に焦点を当てるようになった。2009年の民主党政権は「少子化対策」から「子ども・子育て支援」に移行するとして、育児と就業の両立支援だけでなく、当初は中学生以下の子どもを持つ全家庭への所得制限なしでの現金給付を前面に打ち出した。

IV 戦後日本の少子化対策の歴史

——第二次安倍政権以降

2012年の衆議院選挙によって、自民党が政権の座に返り咲き、第二次安倍政権が発足した。第二次安倍政権の少子化対策の特徴は以下の3点が挙げられる。第1に、安蔵・鎌田(2015)が指摘するように、安倍政権以前の少子化対策は、子育てや保育環境に関わる点が中心であった。しかしながら、出生率の決定要因として結婚が与える影響は大きい。岩澤(2015)は、2012年までの(期間)合計出生率の変化を初婚行動の変化とそれ以外の変化に要因分解し、初婚行動の変化が大きいとする⁹⁾。そこで安倍政権は、結婚行動に積極的になれる支援策に焦点を当てた。第2に「希望出生率1.8」という数値目標を掲げた点である。第3に「地方創生」を掲げて地域の問題に焦点を当てている点である。

安倍政権の少子化対策に大きな影響を与えたのは、いわゆる「増田レポート」が示した「消滅可能性都市」の議論である。日本生産性本部が発足させた日本創生会議の人口減少問題検討分科会(座長:元総務大臣増田寛也)は「20-39歳女性人口」の将来人口推計に基づいて計算し、2040年に人口規模が50%以上減少する自治体を「消滅

可能性都市」と定義し、このような定義に基づいた「消滅可能性都市896のリスト」が2014年5月に発表された（日本創生会議2014）。この報告書は「増田レポート」と言われ各地で大きな反響を呼んだ。また、このレポートでは、「希望出生率」という概念によって、出生率の数値目標を掲げている。

2013年には内閣府特命担当大臣の下で「少子化危機突破タスクフォース」が発足し、この提案を基に少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」を決定した。ここで新しいのは、結婚支援を政策の柱の1つにしたことである（内閣府2022）。この緊急対策を実施するため、「少子化危機突破タスクフォース（第二期）」を発足させ、この提言を盛り込んだ「骨太の方針」¹⁰⁾を安倍政権は2014年6月に閣議決定した。さらに、首相官邸に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、2014年11月には「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、この法律に基づき、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。2015年3月には第3次「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、従来の少子化対策の枠組みを越えて、新たに結婚の支援を加え、子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化の5つの重点課題が設けられた。先ほど指摘したように、既婚世帯への政策だけでなく、結婚の支援という点や地域という視点が入っている。2014年には雇用保険法が改正され、育児休業給付の給付率が50%から6カ月に限って67%に引き上げられた。

2015年10月には、一億総活躍社会を実現するための施策の方向性を議論するため、関係閣僚と有識者からなる「一億総活躍国民会議」が開催され、2016年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定された。「ニッポン一億総活躍プラン」は、新たな三本の矢¹¹⁾実現を目的とする。このプランでは、「希望出生率1.8」の実現を目標として掲げている。また、このプランにおいて、最大のチャレンジと位置付けられた働き方改革に関しては、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の

実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇確保のための措置を講じることを定めた「働き方改革関連法」が2018年に成立した。

2019年5月には、改正子ども・子育て支援法が成立して、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施された。この結果、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化された。また、0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無料となった。さらに、2020年4月からは、消費税増収分の一部を財源として、授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金の大幅拡充により、高等教育の無償化政策が実施された。2020年5月には、第4次「少子化社会対策大綱」を閣議決定した。この大綱では、施策の進捗状況を検証・評価し、PDCAを適切に回すことを謳った。

安倍政権の後を受けた菅首相を議長とした「全世代型社会保障検討会議」が開催され、2020年12月に「全世代型社会保障改革の方針」が閣議決定された。ここでは、不妊治療の保険適用、待機児童の解消、男性の育休取得の促進などが示された。これを受けて、2020年に厚生労働省が「新子育て安心プラン」を公表した。また、菅政権は不妊治療の保険適用の拡大を行い、2022年4月から実施した。人口学では出生力の決定要因として、「近接要因」と言われる妊孕力と言われる生物的要因や行動的要因と「社会・経済・環境的変数」の2つの観点から考察する（Bongaarts2003）。従来の少子化対策は、後者の要因を主に政策変数としていたが、不妊治療に対する助成は、リプロダクティブ・ヘルスの視点に立って、妊孕力への政策という点が新しい¹²⁾。

2022年には「こども家庭庁設置法」が成立し、子どものある家庭の福祉の増進、子育てに対する支援、子どもの権利利益の擁護に関する事務を担当する「こども家庭庁」が内閣府の外局として設置されることになった。また、2022年に育児・介護休業法が改正され、「出生時育児休業（産後パパ育休）」が新設され、1歳まで育休を分割で取得可能となった。

2021年10月に発足した岸田内閣は少子化問題を政策の中心課題の柱として、「異次元の少子化対策」を掲げた。こども家庭庁は、2023年12月に岸田首相の看板政策「次元の異なる少子化対策」の財源確保に向け、企業や個人が支払う公的医療保険に上乗せして支援金を徴収する「支援金制度」の素案を有識者会議に示し、2024年2月に岸田政権は「支援金制度」を財源とする「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、同年6月に法案が成立した。

以上をまとめると、政権が民主党から再び自民党へと交代した第二次安倍政権では、有配偶者に対する政策だけでなく結婚に焦点を当てたこと、「希望出生率」という形で目標値を定めたこと、「地方創生」を掲げて地方の問題にも着目した点が従来と異なる。安倍政権の後を受けた菅内閣は、不妊治療の保険適用拡大を行った。岸田内閣は公的医療保険の企業や個人に上乗せした負担に基づく「支援金制度」を財源とした「異次元の少子化対策」を掲げた。

V 2010年代以降の出生率と人口移動率

IVでは戦後日本の少子化対策の変遷をみたが、「1.57ショック」以降は本格的に少子化対策に政府も取り組み始めた。ただし、国全体の出生率や人口構造だけでなく、地域による違いも重要である。

歴史的に東京一極集中については、政策課題として考えられてきた。高度経済成長期には、特に若年層の都市への人口移動が都心の過密化を深刻化させてきた。都市問題に対処し、「均衡ある発展」を達成するために、1962年に策定された「全国総合開発計画」以来、5回にわたる計画が制定された。しかしながら、東京一極集中の動きはとどまることはなく、地方では人口減少や高齢化は加速した。また、2011年に起こった「東日本大震災」は、1つの地域に過度に人口や経済基盤が集中することの危険性を再認識する契機となった。

このような問題に直面した安倍政権は、2014年に「地方創生」を政策として掲げた。皮肉なことに、2015年以降は東北地方を中心とした東日

本は出生率の低下が西日本と比べても顕著となることで、合計出生率の西高東低がより明確になった。さらに、東日本から特に若年女性が転出する傾向が2010年代に強まった。

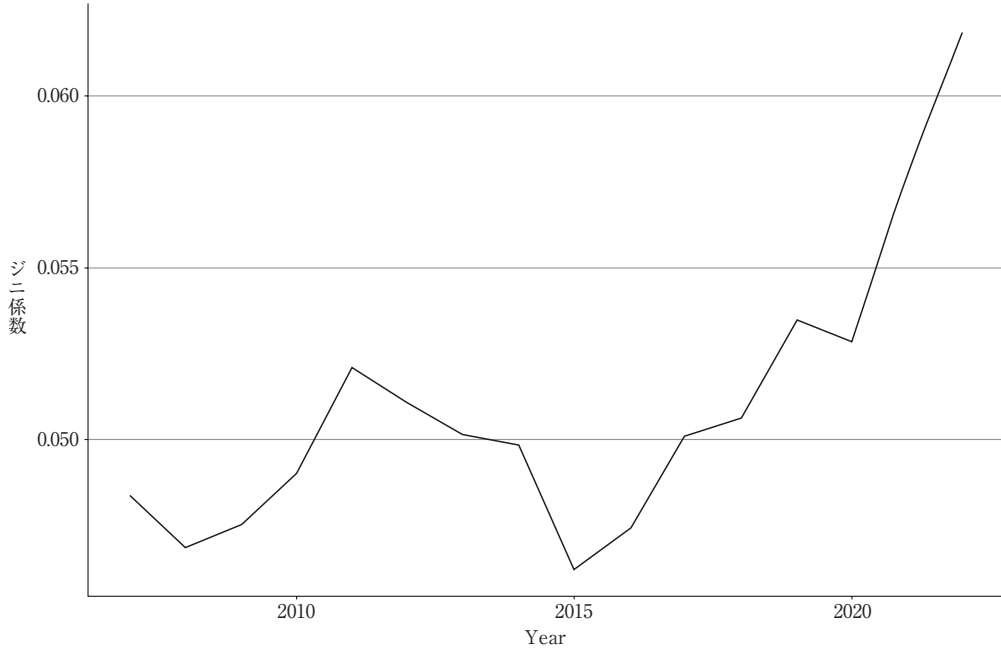
2020年には、世界中でCOVID-19が蔓延しパンデミックを引き起こした。新型コロナ・パンデミックは世界中の出生率にも大きな影響をもたらした。ただし、新型コロナ・パンデミックが出生率に与えた影響は各国で異なった。日韓ではCOVID-19は一時的に出生率に影響を与えたが、新型コロナ・パンデミックのショックというより、構造的な低下傾向の影響が大きい。さらに、2010年代の東日本地方の出生率や人口移動率は、今後の地域人口にも大きな影響をもたらすことが予想される。このことを、2023年12月に公表された「日本の地域別将来人口推計」を用いて議論する。

1 合計出生率

日本の合計出生率は2005年の1.26を底にして、その後は若干の回復傾向であった。しかしながら、2015年の1.45をピークにして再び低下傾向となり、新型コロナ・パンデミックもこの動きを加速させた結果、2022年には1.26となった。2010年半ばから合計出生率が低下しているだけでなく、合計出生率の低下傾向の地域差もまた拡大している。奇しくも、2014年から2015年にかけて安倍政権が打ち出した「地方創生」という政策以降、合計出生率が低下しているだけでなく、合計出生率の低下傾向の地域差もまた拡大している。

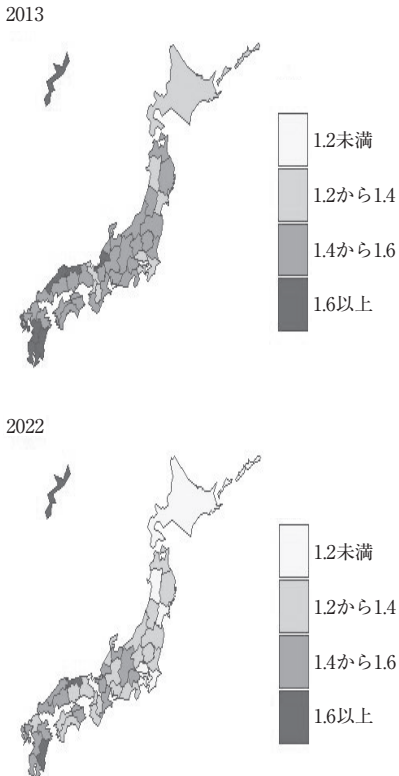
図1は、都道府県別出生率の地域間格差をジニ係数として示したものである。ここから分かるように、2015年から急激に合計出生率の地域間格差が拡大している。合計出生率は日本全体で低下傾向であるだけでなく、近年では大きく減少している地域と、比較的減少が抑えられている地域があることが分かる。それでは、どの地域が大きく出生率を低下させたのであろうか。図2は2013年と2022年の都道府県別合計出生率を示したものである。この結果、合計出生率はいずれの年でも西日本地域が高い西高東低の傾向が観察されており、特に九州南部と沖縄県では高い¹³⁾。また、

図1 都道府県別出生率の地域間格差の推移



出所：厚生労働省『人口動態調査』より筆者作成

図2 2013年と2022年の合計出生率（TFR）



出所：厚生労働省『人口動態調査』より筆者作成

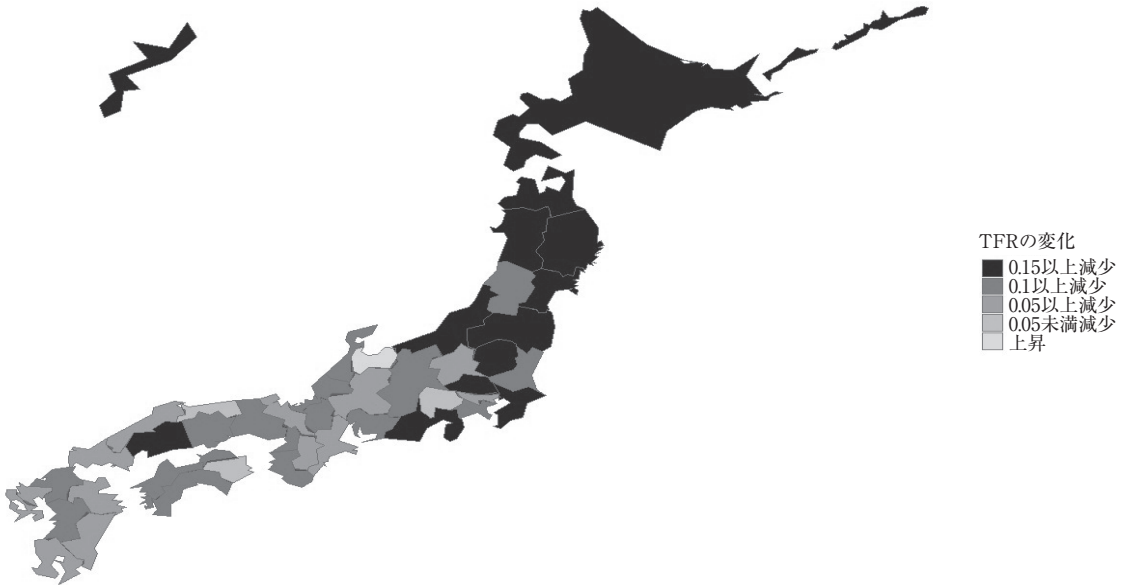
2022年では2013年に比べるとほとんどの地域で低下している。この結果、2022年では東京都、宮城県は1.1を下回っている。さらに合計出生率の地域間格差の要因を識別するために、都道府県別に2013年から2022年の合計出生率の変化をみしてみる。図3がその結果である。ここから、合計出生率が0.15ポイント以上低下した地域の多くが、岩手県、秋田県、宮城県、福島県といった東北地方や新潟県といった東日本地域に多く集中していることが分かる。

これらの結果をまとめると、2010年代半ばから日本全体で合計出生率が低下しているが、そのなかでも東日本地域で顕著に低下しており、その傾向は近年になるとさらに顕著になっている。その結果、合計出生率が低下しているだけでなく、地域間格差が拡大していることが分かる。

2 人口移動

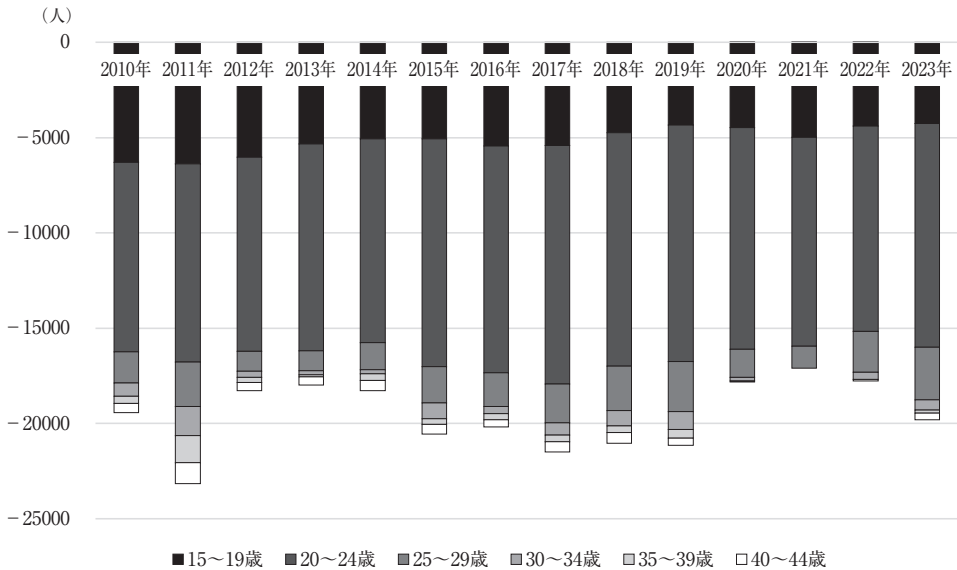
次に、東日本地域における20-39歳女性の人口移動の推移をみていく。図4は東日本地域の若年層20-39歳女性の年齢階級別の転入超過数の推移を示したものである。女性の場合、2011年は例

図3 都道府県別の合計出生率（TFR）の2013年から2022年の変化



出所：厚生労働省『人口動態調査』より筆者作成

図4 年齢別転入超過数の推移（北海道、東北地方、新潟県）：女性

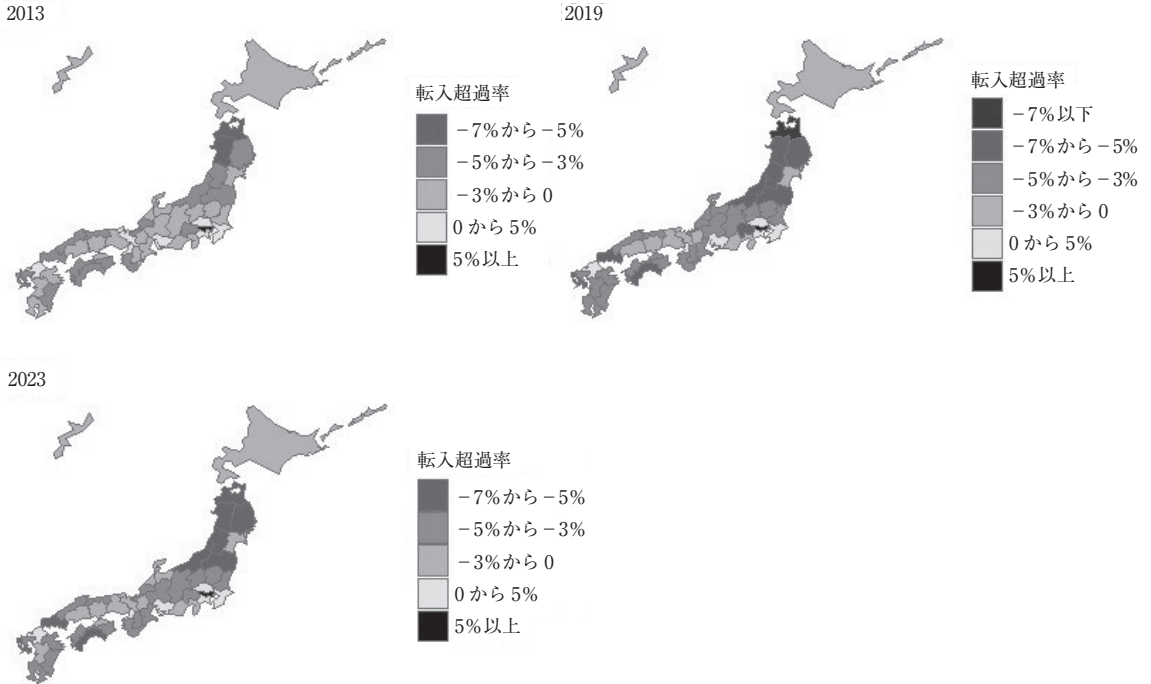


出所：総務省統計局『住民基本台帳人口移動報告』

外として、2012年から2019年にかけて転出超過の傾向が加速しているが、新型コロナ・パンデミック後の2020年、2021年には転出超過傾向が弱まったが、2021年以降は再び強まりつつある。転出超過数の大部分は20-24歳である。そこで転入（転出）超過数の大部分を占める20-24歳に着目すると、20-24歳女性は2010年代に転出超過

の傾向を強めており、2010年には1万人の転出超過が、2017年から2019年は1万2000人を超えている。ただし、新型コロナ・パンデミックが起こった2020年は転出超過の傾向を弱めているが、新型コロナ・パンデミックが終息に向かう兆しをみせた2021年以降は徐々に転出超過の傾向を強めている。図5は2013年と2019年、2023年

図5 20-24歳女性の超過県外転入率



出所：総務省統計局『住民基本台帳人口移動報告』

の都道府県別の20-24歳女性の県外転入超過率を示したものである。2013年と2019年のいずれも、青森県、秋田県、山形県といった東北地方で減少率が高い。2019年には東北地方で20-24歳女性の県外転入率の上昇が加速して、青森県では7.4%、秋田県では6.6%の純転出となり、新型コロナウイルス・パンデミックの終息に向かいつつある2023年には、青森県では6.3%、秋田県では5.4%の純転出となった。

以上の結果をまとめると、次のように言える。2010年代半ば以降に東日本地域では出生率の低下や人口流出が顕著になった。人口移動に関しては、若年層の人口移動の大きな割合を占める20-24歳女性で顕著である。主因としては雇用環境などが考えられるが、1つの可能性として、若年女性の結婚や出産を含むライフコースが唯一望ましいとする保守的な風潮があり、それに対する一種の抵抗として、子どもを産まないことや地域から流出している可能性も考えられる¹⁴⁾。

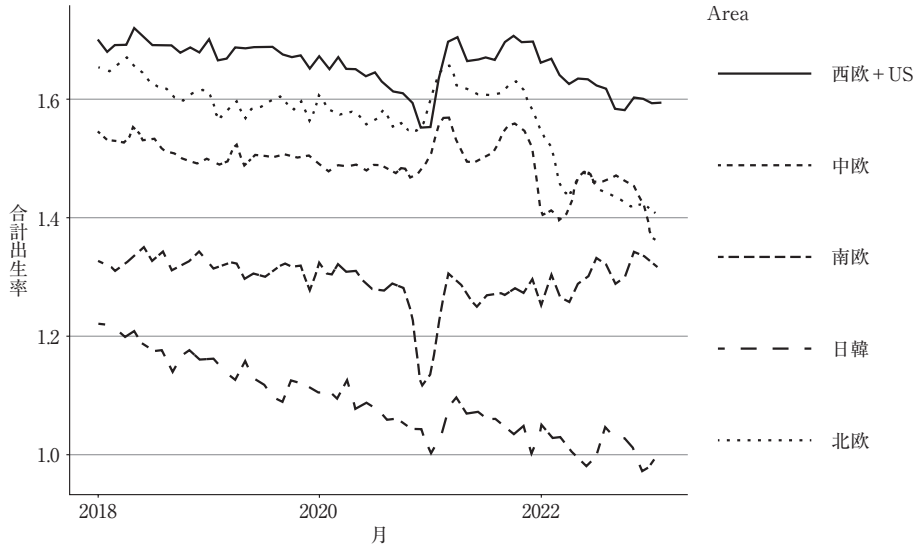
3 2020年以降と将来人口推計

2020年に世界中に大きな衝撃をもたらした新型コロナウイルス・パンデミックは、日本だけでなく先進各国の出生率を大きく変化させた。ただし、新型コロナウイルス・パンデミックが出生率にもたらしたショックとその後の出生率への変化は、各国で大きく異なるものとなった。

そこで、高所得国を5つのグループに分けてコロナ前後の推移をみてみたい。5つのグループは、北欧、中欧、南欧、狭義の西欧（アメリカを含む）¹⁵⁾、日韓である。図6がその結果である。2020年11月から2021年1月にかけて、多くの国で大幅に出生率が変化していることが観察される。妊娠期間がおおよそ10カ月であることを考えると、これらのショックが2020年2月から4月にかけて生じていると考えられる。この時期は世界的にコロナが流行した時期でもあり、新型コロナウイルス・パンデミックのショックが世界中に出生率に対して大きな影響を与えたことを示唆する。

興味深いことに、同じ高所得国にもかかわら

図6 COVID-19 前後の先進国の合計出生率の月次推移

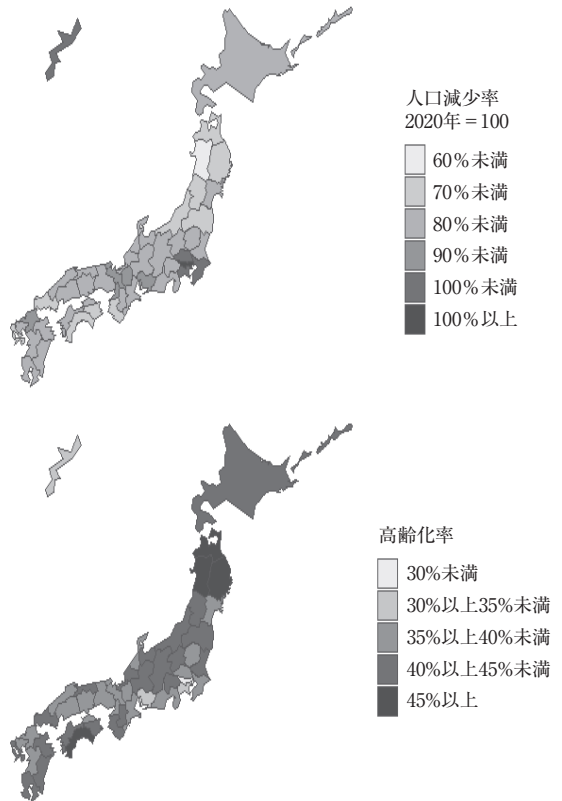


出所：Human Fertility Database, Max Planck Institute for Demographic Research (Germany) and Vienna Institute of Demography (Austria) や厚生労働省『人口動態調査』, Masuda and Matsuura (2023)

ず、新型コロナ・パンデミックが出生率を大幅に上昇させている国と大幅に低下させている国がある。日韓は新型コロナ・パンデミックによって出生率が低下しその後はやや戻しているが、新型コロナ・パンデミック前後で一貫して低下している傾向が観察される¹⁶⁾。逆にポルトガルなどの西欧では急激な低下の後に急激な上昇をしたが、その後しばらく横ばい傾向を示し、その後上昇傾向を示している。北欧では、COVID-19 以前から出生率が低下傾向であった。新型コロナ・パンデミックで一時的に上昇したが、その後は急速に低下し、ドイツなどの中欧とほとんど差がなくなっている。男女平等が進んでおり、社会保障が充実しているとされる北欧でも、最近では出生率が急速に低下していることが分かる¹⁷⁾。

さらに、2010年代中頃から顕著になった特に東北地方の出生率の低下や若年女性の県外転出傾向が加速したことによって、今後の人口減少率や高齢化率に対して多大な影響をもたらすことが予想される¹⁸⁾。2023年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来人口推計」を用いて考察したい。図7は2020年から2050年にかけての人口減少率と高齢化率を示したものである。東北地方での人口減少率は他の地

図7 2050年の人口減少率と高齢化率



出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計（2023年推計）」

域と比べても顕著に低下することが予想される。例えば、秋田県の2050年の人口は2020年と比べて40%以上も減少することが予想される。一方、高齢化率も同様に東北地方で急激に上昇することが予想され、2050年には秋田県では2人に1人が65歳以上となるとされる。

このように、2010年代半ばからさらに顕著になった東日本地域での出生率の低下や若年女性の県外の転出により、30年後には東北地方での人口減少や高齢化が他の地域と比べても深刻な状況になると予想される。実際に、2024年4月に民間の有識者グループである「人口戦略会議」は、20~39歳女性が2020年から2050年にかけて、744の地方自治体で半減すると予想されるとしたが、その多くは、北海道や東北地方であった。

VI 少子化対策の効果に関する研究

近年、応用ミクロ計量経済学の分野では、因果推論に基づいた実証分析が一般的となった。また、個票パネルデータや公的統計のマイクロデータを利用した研究も容易になってきた。このため、日本の少子化対策の効果を精緻な手法を用いて因果関係を識別する研究が蓄積されてきている。ⅢとⅣでは、1990年代では主に保育所施設の充実、2000年代になると男性の働き方や企業の雇用慣行にも焦点が当てられ、民主党政権は子ども手当などの現金給付を政策の目玉の1つとし、2010年代には地方の問題や結婚支援などに焦点が当てられるという政策の変遷を論じ、Ⅴでは出生率や純移動率の地域間格差を議論した。

そこで、日本を対象にした少子化対策が出生行動や結婚行動などに与える影響を分析した実証論文を通じて、政策が少子化問題にどの程度有効であるのかを考察したい。樋口・佐藤(2010)はバブル崩壊以降から2000年代までの女性就業と出生行動の関係について政策の変遷や政策効果の実証研究をまとめている。松田(2013)は、少子化対策の変遷を述べたうえで、就業と結婚や価値観が出産行動に与える効果や、少子化の地域間格差についての検討、国際比較などを行っている。柴田(2016)も子育て支援の効果を多面的に実証し

ている。飯島・横山(2018)は、公衆衛生学の立場から、妊孕力やリプロダクティブ・ヘルスの観点から、少子化の原因と対策を議論している。相川ほか(2022)は、日本の少子化対策の出生率や出生行動などに与える効果を検証した研究を包括的にサーベイしている¹⁹⁾。

1 地域別データ等を用いた研究

地域別データを用いて出生率の決定要因を分析した近年の研究²⁰⁾として、阿部・原田(2008)は市町村データを用いて、合計出生率の決定要因を分析した結果、地価、賃金、所得が出生率に負に影響していることを示した。鎌田・岩澤(2009)では、2005年市区町村データを用いて、空間的な相互作用を考慮したモデルによって、10万人あたりの保育所数が出産率に正の影響があることを示した。宇南山(2011)は『国勢調査』を用い出生コホート別の疑似パネルデータを作成し、保育所の整備状況が離職率の決定要因であるが、育児休業制度や三世同居率は有意ではないことを示した。

宮本・荒渡(2013)は、市別データを用いて児童福祉費のなかの扶助費を所得補助とし、扶助費以外を非所得補助としたうえで、これらが出産率に与える影響を分析している。その結果、所得補助も非所得補助も出生率を上昇させる効果を確認している。Asai, Kambayashi and Yamaguchi(2015)や朝井・神林・山口(2016a)は、1990年から2010年までの『国勢調査』を用いて、固定効果をコントロールして、都道府県内の保育所定員率の変化が母親の就業率の変化に与える影響を考察し、保育所定員率の上昇は母親の就業率に影響を与えていないことを示した。増田(2016)では、都道府県別データを用いて、教育の物価指数と合計出生率の関係を分析し、負の関係があることを示し、特に補習教育の物価が出生率を下げる効果を確認した。

足立・中里(2017)では、都道府県のコホート出生率に与える影響を検証している。固定効果を考慮すると、生涯未婚率や女性賃金は完結出生率に負に有意となり、潜在的保育園定員率は正に有意となる。加藤(2017)では、市区町村別デー

タを用いて、人口密度や純転入率が高い市区町村ほど合計出生率が低いことを実証した。また、2010年と2015年のパネルデータを用いて女性の労働力率が高い市区町村ほど出生率が高いことを実証している。Fukai (2017) や深井 (2019) は市町村データを用いて、保育施設の利用可能性が上昇すると若い女性の出生率を上昇させることを示した。

中澤・矢尾板・横山 (2015) は市区町村データを用いて、子育て支援政策と出生率の関係を分析した。その結果、保育所の整備状況は出生率には影響しないが、移動率には影響することを実証している。富田 (2021) は児童福祉費の単独事業費の決定要因と、児童福祉費の出生率や子どものいる親の人口移動の決定要因を分析している。その結果、都市部で児童福祉費単独が子どもを持つ親の移動に影響し、非都市部では児童福祉費単独が出生率に影響することを実証している。

先ほど述べたように出生率の変化の大部分は、結婚行動の変化によって説明できるとする (廣嶋 2000; 金子 2004; 佐々井 2005; 山内・西岡・小池 2005; 岩澤 2008; 高橋 2011; 岩澤 2015)。結婚の決定要因に関しては、北村・宮崎 (2009) は、全国市町村地域データを用いて、過疎地域では結婚促進支援金が結婚を促進する効果があり、特に男性に効果があることを実証している。近藤 (2014) は都道府県パネルデータを用いて出生率や既婚率に与える影響を検証している。その結果、労働市場の需給状況を表す変数と結婚や出産の確率の間に強い相関があるわけではなく、せいぜい失業率と出生率に弱い相関があるに過ぎないとする。個票を用いた結婚の決定要因分析に関しては、小島 (2021) が包括的なサーベイを行っており、それ以降の研究としては、加藤 (2023) が「第3回全国家族調査」を用いて、結婚支援策や価値観が未婚に与える影響を分析している。

2 個票データ等を用いた研究

国立社会保障・人口問題研究所が2021年に実施した「第16回出生動向基本調査」では、有配偶女性に対して、予定の子ども数が理想の子ども数に到達していない理由を聞いている。そのなか

で、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が52.6%と最も多く²¹⁾、他には「自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから」「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」「夫の家事・育児への協力が得られないから」といった理由が挙げられている。そこで、個票データ等を用いて現金給付や教育費負担軽減、保育事業や働き方改革、ジェンダー平等といった政策が出産行動や結婚行動等に与える影響が分析されている²²⁾。

現金給付の出生行動に対する効果を検証した日本の研究として、田中・河野 (2009) は、健康保険組合パネルデータを用いて出産育児一時金は粗出生率を上昇させることを実証した。育児関係の現金給付の就業行動に対する効果については、Asai (2015) や朝井・神林・山口 (2016a) が育児休業給付金の就業への効果を検証し、就業確率の上昇の効果は確認されないとする。教育費に関しては「第16回出生動向基本調査」でも、多くの既婚女性が子どもを持っていない理由として挙げている。教育費に注目した2010年以降の研究として、松浦 (2011)、増田 (2015) が存在する。松浦 (2011) は相対所得が教育費に影響することを通じて、家計の出生行動に影響することを実証した。増田 (2015) では子どもを追加的に持つことの負担は授業料より、補習教育の費用により大きく反映されることを実証している。柴田・レイモ (2013) は女性の経済リスクは出生確率を下げることを実証している。

保育事業²³⁾、育児休業制度、有給取得など働き方や、それに関する政策が出生行動等に影響することを検証した研究は非常に多く存在する²⁴⁾。2010年以降に刊行された論文として永瀬 (2014)、Yamaguchi (2019) などがある^{25) 26)}。永瀬 (2014) は2009年に法制化された3歳未満児のいる雇業者に1日原則6時間勤務の選択肢を提供することの義務化の効果を、制度が従業員数101人以上企業に先行して義務化されたことを利用して、第一子の出産ハザードや出産意欲に与える効果を実証している。Yamaguchi (2019) は構造推定を用いて、育児休業制度は出生率にほとんど影響していないとする。結婚行動に及ぼす影響に関しては、佐藤 (2014) は、正規雇用の女性の場合は育児休業

制度が個人の固定効果や結婚意欲をコントロールしても結婚行動に正の影響を与えていることを実証している。Yamaguchi, Asai and Kambayashi (2018) では、保育施設の利用が母親の就業促進に対する効果は確認されなかったとする。

ジェンダー不平等も出生行動に影響しているとする研究もある。ジェンダー平等はSDGsの目標5に掲げられているが、日本では世界のなかでもジェンダー平等度が低いとされる。このため、SDGsの目標のなかでも日本の課題の1つが、ジェンダーギャップである。「Global Gender Gap Report」(World Economic Forum 2023)によると、2023年の日本のジェンダー平等度は146カ国中125位であり、下位に位置する。この家庭や仕事におけるジェンダーギャップが出生率や出産意欲の低さの一因であるという研究も存在する(小葉・安岡・浦川 2009; 水落 2010)。

それに加えて、日本だけではなく東アジアでは、夫婦間の家事育児分担や昇進やキャリアの格差が大きく、このことが出生率の低さと関係するという指摘がある²⁷⁾。個票データを使った国際比較を行った研究として、Kageyama and Matsuura (2023) は東アジアの有子就業女性の生活満足度が2010年代に低下し、女性は無子専業主婦に比べて有意に低くなったが、西欧では有子就業女性の満足度が上昇傾向にあることを示し、東アジアでは働きながら子育てすることの負担の高さを明らかにしている。

人口移動と出生率の関係については、清水(2001)は1965年から1995年にかけての合計出生率の変化を、地域人口の分布と各地域の合計出生率の変化によって分解し、地域人口の分布が与える影響は小さいことを示した。小池(2006)や小池(2009)は大都市圏と非大都市圏間の人口移動の類型によって出生率が異なるのかを検証し、非大都市圏から大都市圏へ移動した人は、非大都市圏や大都市圏に留まった人よりも平均子ども数が少ないことを示した。丸山(2012)は人口移動の未婚率に与える影響を検証し、未婚者の東京圏への流入者の晩婚化傾向は強いが、東京圏や全国の晩婚化をけん引するほどの影響はないとする。廣嶋(2016)は地域人口に与える影響として出生

率と移動率に着目し、移動に関しては大学進学のための県外移動に着目している。Kondo (2019)は、個票データを用いて都市規模が10倍になると30歳の夫婦当たりの子どもの数は22.13%だけ小さくなるが、49歳時点では6.07%まで縮小することを実証している。

3 実証分析からの政策的な含意と課題

これらをまとめると、以下ようになる。第1に、現金給付に関しては、女性の就業継続、結婚支援、出生行動の促進に対して効果を示した研究も存在する。ただし、出産タイミングの変化を変えているだけの可能性もあり、完結出生児数への影響という長期的な効果に着目した研究が今後より必要になる。また、政策への含意の観点からは、タイミング効果でなく恒常的な効果を得るためには、政策の継続性が重要である。ただし、女性が子どもを産むために仕事を辞める機会費用を考慮すると、現金給付よりは就業継続がしやすい環境の整備や、子どもを産むことで生じる賃金の低下といった「マザーペナルティ」に対処するほうが現実的である可能性が高い。予算制約を考慮すると、どの政策が費用対効果の面でより有意義であるかという政策評価も課題となる。

第2に、失業率などのマクロ経済状況の出生率や婚姻率に与える影響については議論が分かれている。この結果も、経済状況に関しても一時的なショックと恒常的な要因を区分し、アウトカム変数についても出産タイミングといった短期に与える影響と、完結出生児数といった長期的な影響などを分けて議論することが今後必要となる。失業のような短期でも問題になる事項と、出生率のような長期の視点が必要な事項は、政策アプローチも変わってくる。

第3に、「1.57ショック」直後の1990年代では保育施設の充実が少子化対策の中心であった。2000年代になると男性を含めた働き方の問題が着目されるようになった。多くの研究でも雇用慣行がワークライフバランスを阻害し、出生行動に影響することを実証している。このような状況を背景にして、第二次安倍内閣は「働き方改革」を推進した。ただし、「働き方改革」によって日本

的雇用慣行は修正を余儀なくされる。そこで、日本的雇用慣行の功罪を検討し、何が変わるべきで何を残すべきなのかが問われる。例えば、脇坂(2018)は日本的雇用慣行の1つである遅い昇進、女性の管理職育成施策、ワークライフバランスの両立可能性を定量的、定性的データを用いて議論している。定量的分析だけでなく、定性的な調査による分析が、深化される必要がある。

第4に、ジェンダー平等については、それ自体が重要な課題であり、出生率への効果とは関係なく推進することが求められている。ジェンダーギャップは、国際的にも日本では大きいとされる。このことと、出生率に関連するという研究もあることを考えると、国際比較は1つのアプローチとして有用である。ただし、先ほど述べたように、ジェンダー平等の達成度が高い北欧でも出生率が低下していることも理解しておく必要がある。

第5に、人口移動と出生率に関しては、多くの研究では都市への人口移動をする人の未婚率は高く、出生率が低い傾向にあるものの、人口移動が全国や都市圏の出生率を変化させるほどの効果がないことを示している。

Ⅶ まとめ

日本の合計出生率が1975年以降は2を一貫して下回り続けたにもかかわらず、1989年の合計出生率が丙午にあたる1966年を下回ったことが1990年に明らかになった「1.57ショック」によってはじめて少子化が広く問題視されるようになった。その後、1990年代には「エンゼルプラン」、2000年代には「基本法」や「次世代法」などの法律が制定された。「基本法」に基づいて、およそ5年に一度「大綱」が閣議決定されることになる。2009年に民主党が政権を担当するようになると、従来のような保育や育児支援に加えて、所得制限なしの現金給付である「子ども手当」の導入を試みた。2012年に再び自民党中心の政権になると、安倍内閣は「希望出生率1.8」という数値目標を掲げた。さらに、人口の地域間格差にも焦点を当てて、「地方創生」を打ち出した。

「1.57ショック」以降、歴代の政権がさまざま

な政策を打ち出してきたが、出生率の低下を抑えられておらず、「地方創生」を掲げた2010年代半ば以降は、東北地方を中心とした東日本では出生率の低下や若年女性の人口流出は加速している。出生率の低下は全国的課題であるが、2015年以降は東日本地域での出生率の低下が顕著であり、出生率の西高東低の傾向が強くなった。日本では新型コロナウイルス・パンデミックによる出生率の一時的な低下はあったものの、恒常的な低下傾向の方がより特徴的である。その結果、2023年の出生数は75万8631人(速報値)となり、過去最低を更新している。

最後に、少子化対策を議論するときに理解すべき論点を挙げておきたい。第1に、出産・結婚に関する自己決定権であるリプロダクティブ・ライツを尊重することが基本原則である。佐藤(2016)は、国がなすべきことは、国が出産や結婚に直接的に介入することではなく、①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、②ワークライフバランス、③ジェンダー平等、④家族・家庭支援、⑤子ども・若者支援であり、これらは出生力とは無関係に、それ自体取り組む課題であるとする。例えば、女性の就業継続、ジェンダー平等、子育てをしやすい環境整備などは、少子化対策とは関係なく必要な政策である。民主党政権が、従来の「少子化対策」から「子ども・子育て支援」に移行することを謳ったのはこのような趣旨であった。ただし、所得制限のない「子ども手当」などは政策目的や財源などが不明確であり、数年で修正を余儀なくされ、継続的で一貫した政策は取られなかった。

第2に、第1に関連して、安倍政権以降、政府は「希望出生率1.8」という数値目標を掲げている。数値目標は、戦後長らく「産めよ殖やせよ」という戦間期の人口政策に対する忌避感が強かったこともあり、人口政策のなかでは一種のタブーであった。現在も数値目標を掲げる政策に対しては根強い批判があることを理解すべきである。安蔵・鎌田(2015)は先ほど述べたリプロダクティブ・ライツの観点に加えて、集計量としての出生率を政策目標とすることは適切でないとする。もちろん、希望出生率は戦間期の「産めよ殖やせ

よ」政策とは異なり、結婚や出産の希望を満たすことに主眼があるものの、数値目標が独り歩きすることは懸念として残る。希望が現実一致させられるような政策という点が重要である。

第3に、Vで述べたように、出生率や人口は日本全国の問題だけではなく、地域間の格差の問題もある。特に2010年代には地域間の格差が拡大した。その大きな要因として、東北地方での若年女性の転出や出生率の低下が挙げられる。若年女性の就業環境の問題が大きいと考えられるが、男女の性別役割分業が強いことも要因である可能性も考えられる。例えば、高所得国のなかで東アジアの出生率が低い要因の1つに男女の性別役割分業が男女で子どもを持つことの満足度に差を生じさせていることがあり、このことが出生率の低さの1つであると考えられる。東北地方の出生率の低下や転出率の増加は、高所得国のなかで東アジアの出生率の低さとパラレルな関係にある可能性が考えられる。この点は今後の実証研究の余地がある。一方、多くの先行研究が示すように、大都市圏への人口移動が出生率に与える影響は小さく、人口移動が出生率を回復させる効果は弱いと考えられる。

第4に、合計出生率が仮に上昇して希望出生率1.8を超えて、人口置換水準である2.07となっても人口減少はしばらく続く。日本では合計出生率が2.07を下回った1974年から2000年代後半まで30年以上人口増加が続いた。これは出産期の女性が多い人口構造である「正の人口モメンタム」であったためである。現在は逆に出産期の女性が少ない「負の人口モメンタム」が生じているため、出生率の回復にかかわらず人口が中期的には減少する。つまり、人口減少は避けられないことを認識して、人口減少を所与とした政策を取る必要がある。人口減少を所与にした経済社会政策としては、女性や高齢者の就業促進、生産性の上昇による省力化、外国人労働者の受け入れが考えられる。ただし、女性や高齢者の就業促進のために、日本的雇用慣行が障害になるという指摘もある。山口(2009)はワークライフバランスや、女性就業と子育てを両立させるために日本的雇用慣行の問題を指摘し、筒井(2015)も性別分業の克

服のために日本的雇用慣行が支障となっているとする。一方で、安定的な雇用が結婚や出産のために重要であるという指摘もある。そこで、日本的雇用慣行の功罪の再検証が必要である。

第5に、出生率が上昇すると、短期的にはむしろ年少人口が増えることによって、従属人口指数が上昇して、人口構造上は経済に負荷がかかる人口オーナスが加速する。言い換えると、少子化対策が成功することで出生率が上昇すると、短期的には教育費や養育費の増加という形で社会全体の負担も増える。国債残高が1000兆円を超える財政状況に直面しているなかで、少子化対策に割り当てる予算を増やすことは別の支出を減らす、もしくは税や社会保険料といった形で国民の負担を強いられる。そこで、少子化対策の効果を定量的に示すと同時に、人口を維持することが社会にとって、金銭面以外にも価値があるのか、仮にあるならばその価値も考慮したうえで、どの程度の負担を許容できるのかについて社会的なコンセンサスを得る必要がある。非金銭的な価値を議論する際に、国の伝統や文化の発展などといったものでは、コンセンサスを得られないし、逆に少子化対策の障害にすらなる。一方、人口の地域間の分布に関しては、東京一極集中でなく、多極的な都市圏を形成することは、経済的な価値だけでは判断できない。例えば、多極的な都市圏を形成することは災害に対する備えとしても重要である。

第6に、政策の継続性が重要である。合計出生率は一時的な影響に大きく左右されるものである。このため、仮にある政策が一時的に合計出生率を上昇させたとしても、その世代が最終的に産んだ子どもの数に影響を及ぼすことがないならば、少子化対策としては無意味である可能性もある。言い換えると、最終的に子どもを2人産む予定だった人が、政策によって30歳時点で産む予定であった人が25歳で産むことになったとしても、出産タイミングを変化させることで人口構造を多少変化させる効果しかなく、そのうえ人口構造が良い意味で変化するとも限らない。

このため、少子化対策が有効であるためには、政策を続けること、かつその政策の効果が存続し続ける必要がある。また、出生行動の決定要因に

関する政策分析についても、タイミングに影響するのか完結出生数などの最終的な子ども数に影響するのかを区別して議論する必要がある。最終的な子ども数などを分析するためには、長期的な動学パネルデータを用いるか、集計データの場合は出生コーホートのライフコースに注目する必要がある。

第7に、社会保障の充実や男女平等は日本の課題であり、それが日本の低出生率の原因であるという指摘がある。確かに、先行研究が示す通り、ジェンダー平等や子どもに対する支援政策などが出生率に相関することは多くの論文では示されており、近年では、因果関係も厳密な形で実証されたりしている。また、他の先進国と比較しても男女の性別役割分業が強く、教育投資に熱心な東アジアの出生率は水準も低いうえに低下傾向にある。ただし、男女平等が進んでいて社会保障が充実している北欧でも出生率の低下が目立っている点には、注意が必要である。国際比較は、研究の観点では意義はあるものの、他国の政策や制度の導入が少子化対策の特効薬になるとは限らない。

謝辞 本稿にあたって、小松恭子（労働政策研究・研修機構）、佐藤龍三郎（元国立社会保障・人口問題研究所）、鈴木俊光（下関市立大学）、増田幹人（駒澤大学）の各氏から貴重なコメントを頂戴した。記して感謝申し上げます。

- 1) 阿藤（2000）は少子化の要因、少子化対策、地域間の人口分布などを網羅的に述べている。
- 2) 1.57ショック以前に全く日本に家族政策がなかったわけではない。例えば、児童手当法は1971年に制定されて、1972年1月以降第3子以降の子で5歳未満を要件に支給された。
- 3) 戦後の人口政策の変遷に関しては、田間（2019）や廣嶋（2020）が存在する。
- 4) 廣嶋（2020）は戦後日本の人口政策史を4つのフェーズに分けて論じている。
- 5) 守泉（2015）は1990年代以降2013年に至る少子化対策、阿部・加藤・中井（2016）は1.57ショック以降2014年までの少子化対策、守泉（2019）は1.57ショック以前から2015年までの少子化対策について概観している。
- 6) 2008年には「新・待機児童ゼロ作戦」、2013年には「待機児童解消加速化プラン」が打ち出された。
- 7) 2005年4月から2015年3月までの10年間の時限立法だったが、10年間延長された。改正時において、常時雇用労働者101人以上の企業に適用が拡大された。
- 8) 「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」の三法である。
- 9) 出生率を有配偶率と夫婦出生率によって要因分解した研究は、廣嶋（2000）、岩澤（2002）、金子（2004）、岩澤（2008）

などもあり、多くの研究では合計出生率の70-75%が結婚行動の変化で説明できるとする。また、都道府県別データを用いた研究として、佐々井（2005）や高橋（2011）がある。

- 10) 正式名称は「経済財政運営と改革の基本方針2014」である。
- 11) 「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」である。
- 12) 2004年から、高額な費用がかかる特定の不妊治療に要する費用の一部の助成は開始されている。
- 13) 2020年の「国勢調査」では、25-39歳の未婚率に関しても西高東低の傾向が観察される。
- 14) その他の要因としては、東日本大震災の影響も考えられる。ただし、20-24歳女性人口に関しては、宮城県と岩手県においては震災直後の2011年に転出超過が上昇したが、2012年から2015年にかけては2010年よりも転出超過が低下している。福島県は2011年以降、20-24歳女性の転出超過は2010年よりも高くなっている。
- 15) 北欧：フィンランド、スウェーデン、デンマーク；中欧：ドイツ、オーストリア；南欧：イタリア、スペイン、ポルトガル；狭義の西欧：フランス、アメリカ、オランダ、ベルギーを指す。
- 16) Komura and Ogawa（2022）は都道府県別月次データを用いて、新型コロナ・パンデミックの婚姻率や離婚率に与える影響を分析している。
- 17) COVID-19の出生率に与える影響を分析した海外の研究もいくつか存在する（Nitsche et al. 2022；Pomar et al. 2022；Lappégard et al. 2022）。日本に関しては、岩澤ほか（2021）やMasuda and Matsuura（2023）がある。
- 18) 高齢化率は、人口移動を除くと現在の人口構造、出生率、平均余命によって決定される。
- 19) 橋本・木村（2008）は、結婚や出産選択のミクロ経済学的な分析枠組みを紹介したうえで、子どもを持つ機会費用の推定や希望子ども数の決定要因の分析を行っている。山口（2021）は海外の現金給付、保育支援、育休政策などの政策が出生行動に与える影響を分析した論文を包括的にサーベイしている。
- 20) それ以前に関しては、伊達・清水谷（2005）が日本の少子化問題を扱った先行研究をサーベイしている。
- 21) 複数回答である。
- 22) それぞれの論文では複数の政策などにまたがって効果を検証した論文がある点は注意が必要である。
- 23) 2000年代の保育事業の効果として、吉田・水落（2005）が存在する。
- 24) 女性の労働力率と出生率の関係については、OECDのデータを使って検証したKögel（2004）以降、数多くの研究が存在する。日本でも山口（2009）などが議論している。
- 25) 2000年前後以降の働き方と出生率の関係に着目した研究としては、Waldfoegel, Higuchi and Abe（1999）、駿河・西本（2002）、駿河・張（2003）、山口（2005）、坂爪・川口（2007）、野口（2007）が存在する。
- 26) 出産行動に関する論文ではないが、Asai（2015）は育児休業の金銭支援の女性の就業への効果が小さいことを実証している。一方、打越（2017）は傾向スコアを用いて、育児休業の取得は就業期間に正の効果を持つことを実証している。
- 27) 山口（2009）は、日本の少子化の決定要因として、育児休業制度などの職場環境に加えて、夫の役割、教育費などの効果を検証している。松田（2020）は、東アジアの先進地域の少子化の特徴を述べたうえで、背景要因として若年雇用、教育、仕事と子育ての両立、価値観を挙げている。

参考文献

相川哲也・酒田元洋・古矢一郎・角田リサ・長沼裕介・立石憲

- 彰・新藤宏聡 (2022) 「少子化対策と出生率に関する研究のサーベイ——結婚支援や不妊治療など社会動向の変化と実証分析を中心とした研究の動向」ESRI Research Note No. 66.
- 朝井友紀子・神林龍・山口慎太郎 (2016a) 「保育所整備と母親の就業率」『経済分析』第191号, pp. 121-152.
- (2016b) 「育児休業給付金と女性の就業」『経済分析』第191号, pp. 153-164.
- 足立泰美・中里透 (2017) 「出生率の決定要因——都道府県別データによる分析」『日本経済研究』No. 75, pp. 63-91.
- 阿藤誠 (2000) 「現代人口学——少子高齢社会の基礎知識」日本評論社.
- 阿部一知・原田泰 (2008) 「子育て支援策の出生率に与える影響——市区町村データ分析」『会計検査研究』第38号, pp. 1-16.
- 阿部正浩・加藤久和・中井雅之 (2016) 「第1章 政府はどのような少子化対策を行ってきたのか?」阿部正浩編著『少子化は止められるか?——政策課題と今後のあり方』有斐閣.
- 安蔵伸治・鎌田健司 (2015) 「第2次安倍内閣の少子化対策」高橋重郷・大淵寛編『人口減少と少子化対策』原書房.
- 飯島佐知子・横山和仁 (2018) 「日本における少子化の経済的要因と政策」『日本衛生学雑誌』第73巻第3号, pp. 305-312.
- 岩澤美帆 (2002) 「近年の期間 TFR 変動における結婚行動および夫婦の出生行動の変化の寄与について」『人口問題研究』第58巻第3号, pp. 15-44.
- (2008) 「初婚・離婚の動向と出生率への影響」『人口問題研究』第64巻第4号, pp. 19-34.
- (2015) 「少子化をもたらした未婚化および夫婦の変化」高橋重郷・大淵寛編『人口減少と少子化対策』原書房.
- 岩澤美帆・小池司朗・林玲子・別府志海・是川夕 (2021) 「新型コロナウイルス感染拡大と人口動態——何が起きているのか?」IPSS Working Paper Series No. 51.
- 打越文弥 (2017) 「育児休業の取得が女性の就業継続に与える中長期的な影響」『日本版総合的社会調査共同研究拠点研究論文集』17, JGSS Research Series 14, pp. 29-40.
- 宇南山卓 (2011) 「結婚・出産と就業の両立可能性と保育所の整備」『日本経済研究』No. 65, pp. 1-22.
- 加藤彰彦 (2023) 「未婚化の主要因」『日本労働研究雑誌』No. 750, pp. 21-37.
- 加藤久和 (2017) 「市区町村別にみた出生率格差とその要因に関する分析」『ファイナンシャル・レビュー』平成29年(2017年)第3号(通巻第131号), pp. 6-23.
- 金子隆一 (2004) 「少子化の人口学的メカニズム」大淵寛・高橋重郷編『少子化の人口学』原書房.
- 鎌田健司・岩澤美帆 (2009) 「出生力の地域格差の要因分析——非定常性を考慮した地理的加重回帰法による検証」『人口学研究』第45号, pp. 1-19.
- 北村行伸・宮崎毅 (2009) 「結婚の地域格差と結婚促進策」『日本経済研究』No. 60, pp. 79-102.
- 小池司朗 (2006) 「出生行動に対する人口移動の影響について——人口移動は出生率を低下させるか?」『人口問題研究』第62巻第4号, pp. 3-19.
- (2009) 「人口移動と出生行動の関係について——初婚前における大都市圏への移動者を中心として」『人口問題研究』第65巻第3号, pp. 3-20.
- 小島宏 (2021) 「日本の結婚形成過程に関する研究動向」『人口学研究』第57号, pp. 45-55.
- 小葉武史・安岡匡也・浦川邦夫 (2009) 「夫の家事育児参加と出生行動」『社会保障研究』Vol. 44, No. 4, pp. 447-459.
- 近藤絢子 (2014) 「不況と少子化——失業率と出生率・既婚率の都道府県パネル分析」『経済志林』81巻2・3・4号, pp. 109-125.
- 坂爪聡子・川口章 (2007) 「育児休業制度が出生率に与える効果」『人口学研究』第40号, pp. 1-15.
- 佐々井司 (2005) 「市区町村別にみた出生率の動向とその変動要因」『人口問題研究』第61巻第3号, pp. 39-49.
- 佐藤一磨 (2014) 「育児休業制度が結婚に及ぼす影響」『社会保障研究』Vol. 50, No. 1・2号, pp. 125-136.
- 佐藤龍三郎 (2016) 「日本の超少子化の原因論と政策論を再考する——政策による少子化は正は可能か?」『中央大学経済研究所年報』第48号, pp. 15-40.
- 柴田章久・ジュームズ=レイモ (2013) 「男女の経済的リスクの変動が出生率に及ぼす影響について」瀬古美喜・照山博司・山本勲・樋口美雄・慶應—京大連携グローバルCOE 編『日本の家計行動のダイナミズム [IX] ——家計パネルデータからみた市場の質』慶應義塾大学出版会.
- 柴田悠 (2016) 「子育て支援が日本を救う——政策効果の統計分析」勁草書房.
- 清水昌人 (2001) 「人口分布変動が TFR に与えた影響」『人口問題研究』第57巻第2号, pp. 49-59.
- 駿河輝和・張建華 (2003) 「育児休業制度が女性の出産と継続就業に与える影響について——パネルデータによる計量分析」『家計経済研究』No. 59, pp. 56-63.
- 駿河輝和・西本真弓 (2002) 「育児支援策が出生行動に与える影響」『社会保障研究』Vol. 37, No. 4, pp. 371-379.
- 高橋眞一 (2011) 「地域人口と出生・死亡・結婚」吉田良生・廣嶋清志編『人口減少時代の地域政策』原書房.
- 橋本俊詔・木村匡子 (2008) 「家族の経済学——お金と絆のせめぎあい」NTT 出版.
- 伊達雄高・清水谷論 (2005) 「日本の出生率低下の要因分析——実証研究のサーベイと政策的含意の検討」『経済分析』第176号, pp. 93-136.
- 田中隆一・河野敏鑑 (2009) 「出産育児一時金は出生率を引き上げるか——健康保険組合パネルデータを用いた実証分析」『日本経済研究』No. 61, pp. 94-108.
- 田間泰子 (2019) 「戦後本土の「人口政策」小島宏・廣嶋清志編『人口政策の比較史——せめぎあう家族と行政』日本経済評論社.
- 筒井淳也 (2015) 「仕事と家族——日本はなぜ働きづらく、産みにくいのか?」中公新書.
- 鶴見俊輔 (1984) 「戦後日本の大衆文化史——1945-1980年」岩波書店.
- 富田絢子 (2021) 「地方独自の子育て政策における市町村間競争と効果」PRI Discussion Paper Series, No. 21 A-05.
- 内閣府 (2022) 「令和4年版少子化社会対策白書」.
- 中澤克佳・矢尾板俊平・横山彰 (2015) 「子育て支援に関わる社会インフラの整備とサービスに関する研究——出生率・子どもの移動に与える影響と先進事例の検討」『ファイナンシャル・レビュー』124号, pp. 7-28.
- 永瀬伸子 (2014) 「育児短時間の義務化が第1子出産と就業継続、出産意欲に与える影響——法改正を自然実験とした実証分析」『人口学研究』第50号, pp. 1-25.
- 日本創成会議・人口減少問題検討分科会 (2014) 「ストップ少子化・地方元氣戦略」.
- 野口晴子 (2007) 「企業による多様な「家族と仕事の両立支援策」が夫婦の出生行動に与える影響——労働組合を対象とした調査の結果から」『社会保障研究』Vol. 43, No. 3, pp. 244-260.
- 樋口美雄・佐藤一磨 (2010) 「女性就業・少子化」樋口美雄編『労働市場と所得分配』慶應義塾大学出版会.
- 廣嶋清志 (2000) 「近年の合計出生率低下の要因分解——夫婦出生率は寄与していないのか?」『人口学研究』第26号, pp. 1-20.

- (2016) 「地域人口問題と家族研究」『家族社会学研究』第28巻第1号, pp. 56-62.
- (2020) 「戦後日本人口政策史から考える」『日本健康学会誌』第86巻第5号, pp. 231-241.
- 深井太洋 (2019) 「保育所整備は女性の就業率や出生率を上げたのか」『日本労働研究雑誌』No. 707, pp. 4-20.
- 増田寛也編著 (2014) 『地方消滅——東京一極集中が招く人口急減』中公新書.
- 増田幹人 (2015) 「子ども数と教育費負担との関係」『社会保障研究』第51巻第2号, pp. 223-232.
- (2016) 「地方自治体における教育支援と出生率」『中央大学経済研究所年報』第48号, pp. 99-110.
- 松浦司 (2011) 「相対所得が出産に与える影響」『経済分析』第185号, pp. 46-66.
- 松田茂樹 (2013) 『少子化論——なぜまだ出産しやすい国にならないのか』勁草書房.
- (2020) 「東アジア先進諸国における少子化の特徴と背景要因」津谷典子・菅桂太・四方理人・吉田千鶴編『人口変動と家族の実証分析』慶應義塾大学出版会.
- 丸山洋平 (2012) 「東京圏への人口移動と晩婚化——1940年代～80年代女性コーホートの比較分析」『人文地理』第64巻第4号, pp. 52-67.
- 水落正明 (2010) 「夫の育児と追加出生に関する国際比較分析」『人口学研究』第46号, pp. 1-13.
- 守泉理恵 (2015) 「日本における少子化対策の展開」高橋重郷・大淵寛編『人口減少と少子化対策』原書房.
- (2019) 「近年における「人口政策」——1990年代以降の少子化対策の展開」小島宏・廣嶋清志編『人口政策の比較史——せめぎあう家族と行政』日本経済評論社.
- 宮本由紀・荒渡良 (2013) 「所得補助と非所得補助が出生率に与える効果の比較——市別データを用いた分析」『日本経済研究』No. 68, pp. 70-87.
- 山内昌和・西岡八郎・小池司朗 (2005) 「近年の地域出生力——都市圏を単位とした1980～2000年の変化と格差の検討」『人口問題研究』第61巻第1号, pp. 1-17.
- 山口一男 (2005) 「少子化の決定要因と対策について——夫の役割, 職場の役割, 政府の役割, 社会の役割」『家計経済研究』No. 66, pp. 57-67.
- (2009) 『ワークライフバランス——実証と政策提言』日本経済新聞出版社.
- 山口慎太郎 (2021) 『子育て支援の経済学』日本評論社.
- 吉田浩・水落正明 (2005) 「育児資源の利用可能性が産前および就業の選択に与える影響」『日本経済研究』No. 51, pp. 76-95.
- 吉原健二・畑満 (2016) 『日本公的年金制度史——戦後七〇年・皆年金半世紀』中央法規.
- 脇坂明 (2018) 『女性労働に関する基礎的研究——女性の働き方が示す日本企業の現状と将来』日本評論社.
- Asai, Y. (2015) “Parental Leave Reforms and the Employment of New Mothers: Quasi-experimental Evidence from Japan,” *Labour Economics*, Vol. 36, pp. 72-83.
- Asai, Y., Ryo Kambayashi and Shintaro Yamaguchi (2015) “Childcare Availability, Household Structure, and Maternal Employment,” *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 38, pp. 172-192.
- Bongaarts, J. (2003) “Fertility, Proximate Determinants of” In P. Demeny and McNicoll (eds.) *Encyclopedia of Population*, New York: Macmillan Reference USA.
- Cohen, A., Rajeev Dehejia and Dmitri Romanov (2013) “Financial Incentives and Fertility,” *Review of Economics and Statistics*, Vol. 95, No. 1, pp. 1-20.
- Fukai, T. (2017) “Childcare Availability and Fertility: Evidence from Municipalities in Japan,” *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 43, pp. 1-18.
- Kageyama, J. and Tsukasa Matsuura (2023) “How Do People in East Asia Feel about Parenthood and Work?” In J. Kageyama and E. Teramura (eds.) *Perception of Family and Work in Low-Fertility East Asia*, Springer.
- Kögel, T. (2004) “Did the Association between Fertility and Female Employment within OECD Countries Really Change Its Sign?” *Journal of Population Economics*, Vol. 17, No. 1, pp. 45-65.
- Komura, M. and Hikaru Ogawa (2022) “COVID-19, Marriage, and Divorce in Japan,” *Review of Economics of the Household*, Vol. 20, No. 3, pp. 831-853.
- Kondo, K. (2019) “Does Agglomeration Discourage Fertility? Evidence from the Japanese General Social Survey 2000-2010,” *Journal of Economic Geography*, Vol. 19, pp. 677-704.
- Lappégård, Trude, Tom Kornstad, Lars Dommermuth and Axel Peter Kristensen (2023) “Understanding the Positive Effects of the COVID-19 Pandemic on Women’s Fertility in Norway,” *Population and Development Review*, pp. 1-25, in press.
- Masuda, M. and Tsukasa Matsuura (2023) “COVID-19 on Total Fertility Rates: A Comparative Study of High-Income Countries,” IERC Discussion Paper No. 389.
- Nitsche, Natalie, Aiva Jasilioniene, Jessica Nisén, Peng Li, Maxi S. Kniffka, Jonas Schöley, Gunnar Andersson, Christos Bagavos, Ann Berrington, Ivan Čipin, Susana Clemente, Lars Dommermuth, Peter Fallesen, Dovile Galdauskaitė, Dānūtė Vasilė Jemna, Mathias Lerch, Cadhla McDonnell, Arno Müller, Karel Neels, Olga Pötzsch, Diego Ramiro, Bernhard Riederer, Saskia te Riele, Laura Szabó, Laurent Toulemon, Daniele Vignoli, Kryštof Zeman and Tina Žnidaršič (2022) “Pandemic Babies? Fertility in the Aftermath of the first COVID-19 Wave across European Regions,” MPIDR Working Paper WP 2022-027, pp. 1-57.
- Pomar, Léo, Guillaume Favre, Claire de Labrusse, Agathe Contier, Michel Boulvain and David Baud (2022) “Impact of the First Wave of the COVID-19 Pandemic on Birth Rates in Europe: A Time Series Analysis in 24 Countries,” *Human Reproduction*, Vol. 37, No. 12, pp. 2921-2931.
- United Nations (2002, 2004) “World Population Policies”.
- Yamaguchi, S. (2019) “Effects of Parental Leave Policies on Female Career and Fertility Choices,” *Quantitative Economics*, Vol. 10, No. 3, pp. 1195-1232.
- Yamaguchi, S., Yukiko Asai and Ryo Kambayashi (2018) “Effects of Subsidized Childcare on Mothers’ Labor Supply Under a Rationing Mechanism,” *Labour Economics*, Vol. 55, pp. 1-17.
- Waldfoegel, J., Yoshio Higuchi and Masahiro Abe (1999) “Family Leave Policies and Women’s Retention after Childbirth: Evidence from the United States, Britain, and Japan,” *Journal of Population Economics*, Vol. 12, No. 4, pp. 523-545.
- World Economic Forum (2023) “Global Gender Gap Report 2023”.

まつうら・つかさ 中央大学経済学部准教授。主な論文に“Living Arrangements and Subjective Well-being of the Elderly in China and Japan,” *Journal of Happiness Studies*, No. 23, pp. 903-948 (with Xinxin Ma, 2022年)。人口経済学専攻。